

長期優良住宅の長期使用構造等確認料金表（～2025.03.31）

長期使用構造等確認の申請を単独で行っていただく際に必要な料金です。

※住宅性能評価の申請を併せて行う場合は、「住宅性能評価業務料金表」をご覧ください。

※既存住宅の長期優良住宅（増築・改築又は建築行為無）については、当協会まで直接お問い合わせください。

第1 長期使用構造等確認に係る料金

次表に定める額に、一律 55,000 円を加算した額とします。

| | | |
|---------|-----------------|---------------------------------|
| 一戸建ての住宅 | | 72,600 円 |
| 共同住宅等 | 30 戸未満 | 411,400 円一律 |
| | 30 戸以上 50 戸未満 | 戸当たり 14,520 円、かつ、上限 665,500 円 |
| | 50 戸以上 70 戸未満 | 戸当たり 13,310 円、かつ、上限 847,000 円 |
| | 70 戸以上 100 戸未満 | 戸当たり 12,100 円、かつ、上限 1,089,000 円 |
| | 100 戸以上 150 戸未満 | 戸当たり 10,890 円、かつ、上限 1,452,000 円 |
| | 150 戸以上 200 戸未満 | 戸当たり 9,680 円、かつ、上限 1,694,000 円 |
| | 200 戸以上 | 1 戸当たり 8,470 円 |

第2 計画変更の場合の長期使用構造等確認に係る料金

変更に係る住戸 1 戸当たり 5,500 円

※当該変更に係る直前の長期使用構造等確認書の交付を当協会以外から受けている場合には、本項を適用せず、新たな依頼とみなして料金を適用します。

第3 長期使用構造等確認に係る軽微変更該当証明書に係る料金

住戸 1 戸当たり 3,300 円

第4 再交付料金

住戸 1 戸当たり 5,500 円

※確認書記載事項のうち、長期使用構造等確認が不要な事項の変更等により確認書を再発行するときの料金です。

第5 別途協議

この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める判定料金等が適当ではないと協会が判断した場合においては、協会と申請者との協議により定める額とします。